

記入例 従業員が退職や休職、転勤したとき

① 給与支払報告書 にかかると 給与所得者異動届出書 特別徴収

※異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 6 年 12 月 3 日

〒321-0543

所在地 ○○市○○町 1-100

フリガナ コウノショウジ

事業主の法人番号(個人事業主の場合は個人番号)をご記入ください

名又は名称 甲野商事株式会社

人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

フリガナ オノノイチロウ

氏名 乙野一郎

生年月日 S 60 年 1 月 10 日

個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1 2 3

受給者番号 0001

1月1日現在の住所 ○○市○○町 2-200

異動後の住所 ○○市○○町 3-300

特別徴収義務者指定番号 1 2 3 4 0

宛名番号 10

所属 人事課給与係

氏名 甲野花子

電話 11-1111 内線(123)

給与所得者 (ア) 特別徴収税額(年税額) 25,300 円 (イ) 徴収済額 10,600 円 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 14,700 円

異動年月日 6 年 11 月 18 日

異動の事由 退職(事由: 退職)

異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 (本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 2,100 円を 11 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

1月1日現在の住所と変更がある場合は、新しい住所を記入してください。

(イ) 徴収していた納付額の合計 内線()

納入書の要否 () 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

左記の一括徴収した税額は、 11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定日 11 月 15 日

徴収予定額(上記(ウ)と同額) 14,700 円

3. 普通徴収の場合

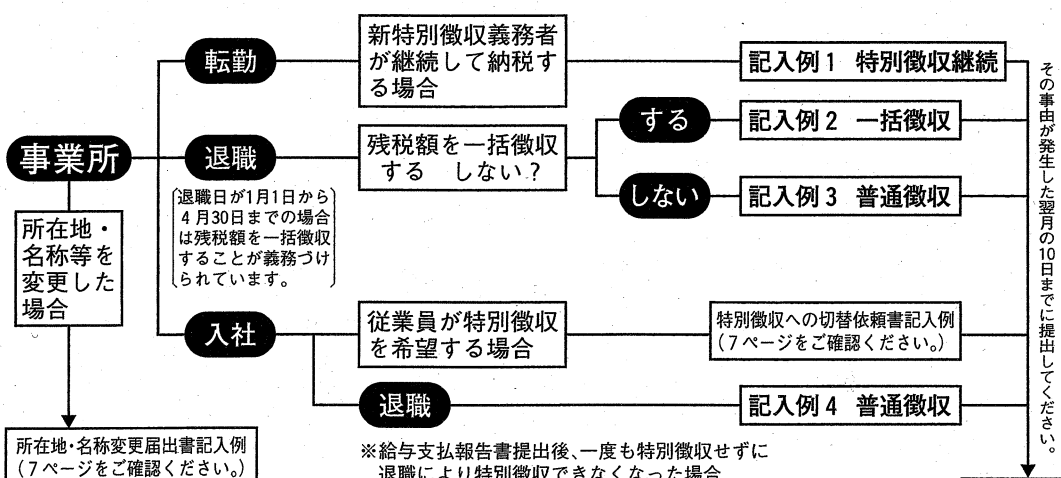
左記の普通徴収した税額は、 11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3. 死亡による退職であるため

※市町村書記官欄



速やかに提出してください

加茂市

記入例 1 特別徴収継続 (異動後の未徴収税額の徴収方法)

フリガナ	オノノイチロウ	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	乙野一郎	25,300	10,600	14,700	6 年 11 月 18 日	退職(事由: 退職)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
生年月日	S 60 年 1 月 10 日						
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1 2 3						
受給者番号	0001						
1月1日現在の住所	○市○町 2-200						
異動後の住所	○市○町 3-300						

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 2,100 円を 11 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 2,100 円を 11 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 2,100 円を 11 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

※転勤、再就職等により移動先の勤務地で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し(特別徴収者が個人事業主の場合は、個人番号(マイナンバー)の記載は必要ありません)。新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段(転勤等による特別徴収届出書)の事項を記入し、また徴収台帳への記入等必要な手続きを済ませたうえで、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。

記入例 2 一括徴収 (異動後の未徴収税額の徴収方法)

フリガナ	オノノイチロウ	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	乙野一郎	25,300	10,600	14,700	6 年 11 月 18 日	退職(事由: 退職)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
生年月日	S 60 年 1 月 10 日						
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1 2 3						
受給者番号	0001						
1月1日現在の住所	○市○町 2-200						
異動後の住所	○市○町 3-300						

2. 一括徴収の場合

左記の一括徴収した税額は、 11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定日 11 月 15 日

徴収予定額(上記(ウ)と同額) 14,700 円

記入例 3 普通徴収 (異動後の未徴収税額の徴収方法)

フリガナ	オノノイチロウ	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	乙野一郎	25,300	10,600	14,700	6 年 11 月 18 日	退職(事由: 退職)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
生年月日	S 60 年 1 月 10 日						
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1 2 3						
受給者番号	0001						
1月1日現在の住所	○市○町 2-200						
異動後の住所	○市○町 3-300						

3. 普通徴収の場合

左記の普通徴収した税額は、 11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3. 死亡による退職であるため

※市町村書記官欄

※退職した日が1月1日から4月30日までの場合は、残税額を一括徴収することになっております。 ※死亡による退職の場合は普通徴収となります。

記入例 4 普通徴収 (異動後の未徴収税額の徴収方法)

フリガナ	オノノイチロウ	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	乙野一郎	25,300	0	25,300	6 年 11 月 18 日	退職(事由: 退職)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
生年月日	S 60 年 1 月 10 日						
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1 2 3						
受給者番号	0001						
1月1日現在の住所	○市○町 2-200						
異動後の住所	○市○町 3-300						

※特別徴収税額が0円、もしくは1期分のみですすでに徴収が終了している方でも、退職等の異動がありましたら提出してください。